

◇ 那須烏山市総合計画・基本計画(案)に係るパブリックコメント実施要領

1 目 的

地方自治法第2条第4項の規定による「総合計画」の策定は、本市にとって、向こう10年間にわたる長期的なまちづくりの基本的な指針を定めることとなり、その計画の策定にあたっては、市民等の市政への参加の確保と、当該計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民等と行政の協働によるまちづくりの実現と開かれた市政の推進に資する必要がある。

ついては、先の定例会において全会一致で可決された総合計画・基本構想部分を具現化させる位置付けにある基本計画の重要性を鑑み、市民等に広く広報、広聴する必要性を担保するための手段として、那須烏山市パブリックコメント手続実施要綱（平成19年那烏要綱企第2号。以下「手続要綱」という。）に基づく手続等により、市民等に当該計画の内容を幅広く周知し、それに対する有益な意見等を求め、当該計画の意思決定の参考とするものである。

2 パブリックコメントの手法

手続要綱に基づき定型的に実施

3 パブリックコメントの概要

(1) 意見の募集期間

平成19年10月15日（月）から同年11月15日（木）まで

(2) 意見を提出できる方

市内に在住・通勤・通学している方、市内に事業所等を有する方、市税の納税義務者、当該プラン（計画）に利害関係のある方

(3) 意見の募集内容

那須烏山市総合計画・基本計画（案）に対する意見

(4) 意見の提出方法

応募様式（任意でも可）に次の事項を記載又は入力の上、下記提出先に郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参（烏山庁舎2F企画財政課）により提出

なお、意見を記録に残すという観点から、書面に残らない電話、口頭による意見の受付は行なわない。

※ 応募様式については、「那須烏山市総合計画・基本計画（案）についての意見記入票」を参照

① タイトル「那須烏山市総合計画・基本計画(案)についての意見記入票」

② 住所又は所在地 **【必須】**

③ 氏名又は名称 **【必須】**

④ 年 齢

⑤ 性 別

⑥ 連絡先 **【必須】**

⑦ 意見、提言等 **【必須】**

※ 必須項目が欠けている場合は、パブリックコメントとして取り扱わない場合がある。

(5) 閲覧場所

(8)に記載する資料の閲覧場所については、手続要綱第5条第2項の規定を踏まえ、意見等募集箱を烏山庁舎2階(企画財政課)、烏山庁舎正面玄関フロア、南那須庁舎正面玄関フロア、保健福祉センターフロア、南那須図書館、烏山図書館及び烏山公民館の計7箇所に配置し対応

(6) 意見に対する考え方の公表

提出いただいた意見については、類型化して一覧表にまとめ、市の考え方を付して市の公式ホームページにおいて公表(個別あてには回答しない。)

また、提出いただいた意見の原稿は返却しない。

なお、提出いただいた意見については、那須烏山市個人情報保護条例(平成17年那須烏山市条例第13号)の規定により適正なる管理をする。

(7) 提出先及び問合せ先

〒321-0692 那須烏山市中央1丁目1番1号

那須烏山市 総務部 企画財政課 行政改革推進室

電話 0287-83-1112 ファクシミリ 0287-84-3788

電子メールアドレス:kikakuzaisei@city.nasukarasuyama.lg.jp

※ 土日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時30分

(8) 資料

- ① 那須烏山市総合計画・基本計画(案)
- ② 那須烏山市総合計画・基本計画(案)概要版

4 広報及び広聴の周知

パブリックコメントの実施を周知するにあたっては、10/15発行の「おしらせ版」、10/10発行の「広報 那須烏山」、市のホームページにおいて、周知徹底を図ることとする。

【応募様式】

那須烏山市総合計画・前期基本計画（案）についての意見記入票

住所又は所在地 ※	
氏名又は名称 ※	
年 齢	
性 別	
連 絡 先 ※	
メールアドレス	

※ 印が付いているところは、必ず記入して下さい。

意見等記入欄

該当ページ	意見・提言等

提出先 〒321-0692 那須烏山市中央1丁目1番1号
那須烏山市 総務部 企画財政課 行政改革推進室
電話 0287-83-1112 ファクシミリ 0287-84-3788
電子メールアドレス：kikakuzaisei@city.nasukarasuyama.lg.jp